

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年12月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第76号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、<u>そのうち1人については11,000円</u>）とする。</p> <p>4 略</p> <p>第21条 略</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第20条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものとする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 心身に著しい障害がある者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,000円（職員に扶養親族でない配偶者が不在の場合にあっては<u>そのうち1人については6,500円</u>、職員に配偶者が不在の場合にあっては<u>そのうち1人については11,000円</u>）とする。</p> <p>4 略</p> <p>第21条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）を任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3</p>

2 略

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について、同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について、同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用す

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の77.5(特定幹部職員にあっては、100分の97.5)を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

る。

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の72.5(特定幹部職員にあっては、100分の92.5)を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	148,800	192,800	略	
	2	150,300	194,500		
	3	151,800	196,200		
	4	153,300	197,900		
	5	154,900	199,700		
	6	156,800	201,400		
	7	158,600	203,100		
	8	160,400	204,800		
	9	162,200	206,600		
	10	164,300	208,500		
	11	166,300	210,400		
	12	168,300	212,300		
	13	170,300	214,000		
	14	172,500	216,000		
	15	174,700	218,000		
	16	176,900	220,000		
	17	179,200	221,900		
	18	181,800	224,600		
	19	184,300	227,300		
	20	186,800	230,000		
	21	189,300	232,800		
	22	191,000	235,700		
	23	192,700	238,600		
	24	194,400	241,500		
	25	195,900	244,300		
	26	197,600	247,100		
	27	199,300	249,900		
	28	201,000	252,700		
	29	202,500	255,500		
	30	204,200	258,100		
	31	205,900	260,700		
	32	207,600	263,300		
	33	209,200	265,900		
	34	211,000	268,500		
	35	212,800	271,100		
	36	214,600	273,700		
	37	216,300	276,300		
	38	218,100	278,900		
	39	219,900	281,500		
	40	221,700	284,100		

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	147,000	190,500	略	
	2	148,500	192,200		
	3	150,000	193,900		
	4	151,500	195,600		
	5	153,100	197,400		
	6	154,900	199,100		
	7	156,700	200,800		
	8	158,500	202,500		
	9	160,300	204,300		
	10	162,300	206,200		
	11	164,300	208,100		
	12	166,300	210,000		
	13	168,200	211,700		
	14	170,400	213,700		
	15	172,600	215,700		
	16	174,800	217,700		
	17	177,100	219,600		
	18	179,600	222,300		
	19	182,100	225,000		
	20	184,600	227,700		
	21	187,100	230,500		
	22	188,800	233,400		
	23	190,500	236,300		
	24	192,200	239,200		
	25	193,700	242,000		
	26	195,400	244,900		
	27	197,100	247,800		
	28	198,800	250,700		
	29	200,300	253,600		
	30	202,000	256,300		
	31	203,700	259,000		
	32	205,400	261,700		
	33	207,000	264,400		
	34	208,800	267,100		
	35	210,600	269,800		
	36	212,400	272,500		
	37	214,100	275,200		
	38	215,900	277,900		
	39	217,700	280,600		
	40	219,500	283,300		

41	<u>223,600</u>	<u>286,600</u>
42	<u>225,400</u>	<u>289,200</u>
43	<u>227,200</u>	<u>291,700</u>
44	<u>229,000</u>	<u>294,200</u>
45	<u>230,900</u>	略
46	<u>232,600</u>	
47	<u>234,300</u>	
48	<u>236,000</u>	
49	<u>237,600</u>	
50	<u>239,300</u>	
51	<u>241,000</u>	
52	<u>242,700</u>	
53	<u>244,300</u>	
54	<u>246,000</u>	
55	<u>247,700</u>	
56	<u>249,400</u>	
57	<u>251,000</u>	
58	<u>252,600</u>	
59	<u>254,200</u>	
60	<u>255,800</u>	
61	<u>257,400</u>	
62	<u>259,000</u>	
63	<u>260,600</u>	
64	<u>262,100</u>	
略	略	
再任用職員	略	
備考	略	

41	<u>221,400</u>	<u>285,900</u>
42	<u>223,200</u>	<u>288,600</u>
43	<u>225,000</u>	<u>291,300</u>
44	<u>226,800</u>	<u>294,000</u>
45	<u>228,700</u>	略
46	<u>230,500</u>	
47	<u>232,300</u>	
48	<u>234,100</u>	
49	<u>235,800</u>	
50	<u>237,600</u>	
51	<u>239,400</u>	
52	<u>241,200</u>	
53	<u>242,900</u>	
54	<u>244,700</u>	
55	<u>246,500</u>	
56	<u>248,300</u>	
57	<u>250,000</u>	
58	<u>251,700</u>	
59	<u>253,400</u>	
60	<u>255,100</u>	
61	<u>256,800</u>	
62	<u>258,500</u>	
63	<u>260,200</u>	
64	<u>261,900</u>	
略	略	
再任用職員	略	
備考	略	

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	略
	1	148,800	164,400	286,300	
	2	150,300	166,500	289,400	
	3	151,800	168,600	292,500	
	4	153,300	170,800	295,600	
	5	154,900	172,800	略	
	6	156,800	175,000		
	7	158,600	177,200		
	8	160,400	179,400		
	9	162,200	181,700		
	10	164,300	184,500		
	11	166,300	187,200		
	12	168,300	189,900		
	13	170,300	192,800		
	14	172,500	194,500		
	15	174,700	196,200		
	16	176,900	197,900		
	17	179,200	199,700		
	18	181,800	201,400		
	19	184,300	203,100		
再任	20	186,800	204,800		
用職	21	189,300	206,600		
員以	22	191,000	208,500		
外の	23	192,700	210,400		
職員	24	194,400	212,300		
	25	195,900	214,000		
	26	197,500	216,000		
	27	199,100	218,000		
	28	200,700	220,000		
	29	202,400	221,900		
	30	204,100	224,600		
	31	205,800	227,300		
	32	207,500	230,000		
	33	209,000	232,800		
	34	210,700	235,700		
	35	212,400	238,600		
	36	214,100	241,500		
	37	215,700	244,300		
	38	217,400	247,100		
	39	219,100	249,900		
	40	220,800	252,700		

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	略
	1	147,000	162,400	286,100	
	2	148,500	164,500	289,200	
	3	150,000	166,600	292,300	
	4	151,500	168,700	295,400	
	5	153,100	170,700	略	
	6	154,900	172,900		
	7	156,700	175,100		
	8	158,500	177,300		
	9	160,300	179,600		
	10	162,300	182,300		
	11	164,300	185,000		
	12	166,300	187,700		
	13	168,200	190,500		
	14	170,400	192,200		
	15	172,600	193,900		
	16	174,800	195,600		
	17	177,100	197,400		
	18	179,600	199,100		
	19	182,100	200,800		
再任	20	184,600	202,500		
用職	21	187,100	204,300		
員以	22	188,800	206,200		
外の	23	190,500	208,100		
職員	24	192,200	210,000		
	25	193,700	211,700		
	26	195,300	213,700		
	27	196,900	215,700		
	28	198,500	217,700		
	29	200,200	219,600		
	30	201,900	222,300		
	31	203,600	225,000		
	32	205,300	227,700		
	33	206,800	230,500		
	34	208,500	233,400		
	35	210,200	236,300		
	36	211,900	239,200		
	37	213,500	242,000		
	38	215,200	244,900		
	39	216,900	247,800		
	40	218,600	250,700		

41	222,600	255,500	
42	224,400	258,100	
43	226,200	260,700	
44	228,000	263,300	
45	229,900	265,900	
46	231,600	268,500	
47	233,300	271,100	
48	235,000	273,700	
49	236,700	276,300	
50	238,400	278,900	
51	240,100	281,500	
52	241,800	284,100	
53	243,300	286,600	
54	245,000	289,200	
55	246,700	291,700	
56	248,400	294,200	
57	250,000	略	
58	251,500		
59	253,000		
60	254,500		
61	256,100		
62	257,600		
63	259,100		
64	260,500		
略	略		
再任用職員	略		
備考	略		

41	220,400	253,600	
42	222,200	256,300	
43	224,000	259,000	
44	225,800	261,700	
45	227,700	264,400	
46	229,500	267,100	
47	231,300	269,800	
48	233,100	272,500	
49	234,900	275,200	
50	236,700	277,900	
51	238,500	280,600	
52	240,300	283,300	
53	241,900	285,900	
54	243,700	288,600	
55	245,500	291,300	
56	247,300	294,000	
57	249,000	略	
58	250,600		
59	252,200		
60	253,800		
61	255,500		
62	257,100		
63	258,700		
64	260,300		
略	略		
再任用職員	略		
備考	略		

第2

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第24条の6 略 2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎</p>	<p>(勤勉手当) 第24条の6 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎</p>

額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1の表の改正部分による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年12月1日から適用する。
(この条例の施行の日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)
- 3 この条例の施行の日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず第1の表の改正部分による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(教育委員会規則への委任)
- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。